

税制改正による法人二税申告の際の留意点

○ 税率の改正

法人事業税における外形標準課税の拡大、地方法人課税の偏在是正に係る税制改正により、法人事業税、法人道民税、地方法人特別税の税率は次のとおりになります。

【法人事業税】

法人の種類	所得区分等	平成28年(2016年)4月1日から令和元年(2019年)9月30日までに開始する事業年度		令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)3月31日までに開始する事業年度		令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度	
		税率	外形対象法人	税率	外形対象法人	税率	外形対象法人
普通法人	年400万円以下の金額	3.4%	0.3%	3.5%	0.4%	3.5%	0.4%
	年400万円超800万円以下の金額	5.1%	0.5%	5.3%	0.7%	5.3%	0.7%
	年800万円超の金額	6.7%	0.7%	7.0%	1.0%	7.0%	1.0%
	軽減税率不適用法人の金額(※)	6.7%	0.7%	7.0%	1.0%	7.0%	1.0%
	付加価値額		1.2%		1.2%		1.2%
	資本金等の額		0.5%		0.5%		0.5%
特別法人	年400万円以下の金額	3.4%		3.5%		3.5%	
	年400万円超の金額	4.6%		4.9%		4.9%	
	軽減税率不適用法人の金額(※)	4.6%		4.9%		4.9%	
収入法人	電気供給業のうち小売電気事業・発電事業	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%	
		所得額			1.85%		
		付加価値額				0.37%	
		資本金等の額				0.15%	
	上記以外	収入金額	0.9%		1.0%		1.0%

※ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得

【法人道民税】

区分	平成26年(2014年)10月1日から令和元年(2019年)9月30日までに開始する事業年度		令和元年(2019年)10月1日以後に開始する事業年度	
	税率		税率	
均等割	公共法人、公益法人等		年額 2万円	
	資本金等の額を有する法人	資本金等の額が1,000万円以下であるもの	年額 2万円	
		資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円	
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円	
		資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円	
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円		
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社		4.0%	1.8%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超えるとき	4.0%	1.8%
		法人税額が年1,000万円以下のとき	3.2%	1.0%

【 地方法人特別税（国税） 】

法人の種類	平成28年(2016年)4月1日から 令和元年(2019年)9月30日まで に開始する事業年度	令和元年(2019年)10月1日以後 に開始する事業年度
	税率	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって 法人事業税を課税される法人	414.2%	廃止
所得割額によって法人事業税を課税される法人 (資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等)	43.2%	
収入割額によって法人事業税を課税される法人 (電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	43.2%	

○ 特別法人事業税の創設

令和元年(2019年)10月1日以後開始する事業年度から特別法人事業税が課税されます。

この税金は、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人特別税が廃止されたことにより復元された法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、課税される国税ですが、賦課徴収は法人事業税と併せて、都道府県が行います。

また、特別法人事業税の税収は、人口等一定の基準により特別法人事業譲与税として都道府県へ譲与されます。

【 特別法人事業税（国税） 】

法人の種類	令和元年(2019)10月1日から 令和2年(2020年)3月31日まで に開始する事業年度	令和2年(2020年)4月1日以後 に開始する事業年度
	税率	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	260.0%	260.0%
所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等	37.0%	37.0%
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人	34.5%	34.5%
収入割額によって法人事業税を課税される法人(電気供給業(下記を除く)、 ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	30.0%	30.0%
収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割 額の合算額によって法人事業税を課税される法人(電気供給業のうち小売 電気事業・発電事業)	30.0%	40.0%

○ 税率引下げや特別法人事業税の創設に伴う中間申告等の特例

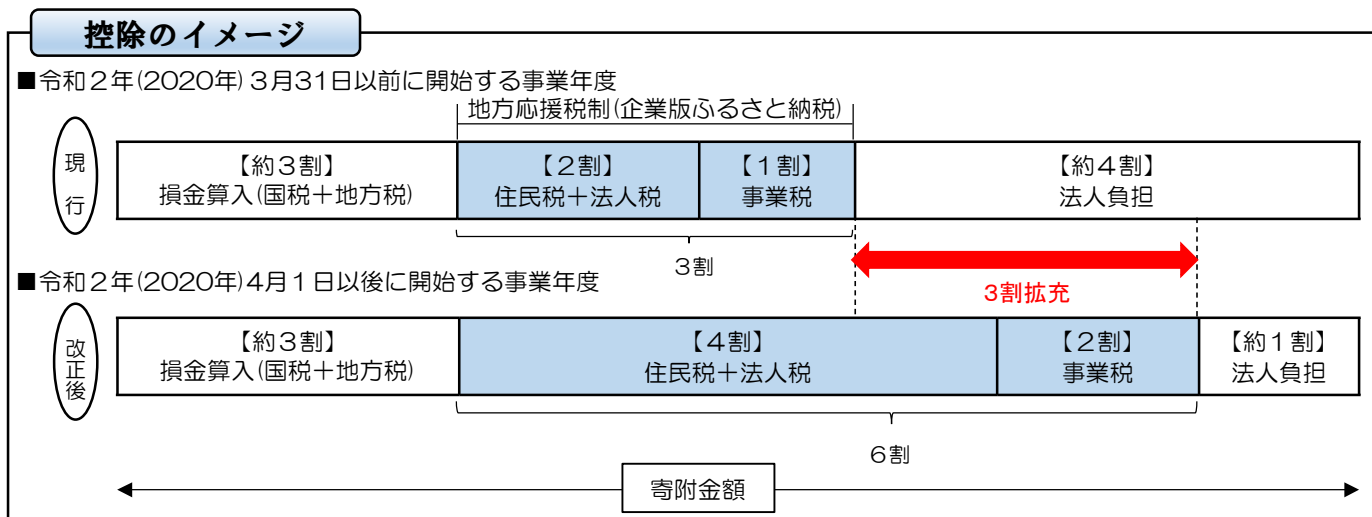
令和元年度税制改正において、税率の引下げや特別法人事業税の創設に伴う経過措置として、中間申告等の特例措置が定められました。

具体的には、令和元年(2019年)10月1日以後開始事業年度の初年度の中間申告等の計算方法は、次のとおりとなります。

税目	計算方法
法人道民税 法人税割	前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6.3 (所得割、付加価値割、資本割、収入割ごとに計算します。)
特別法人事業税	前事業年度の法人事業税額(合計) ÷ 前事業年度の月数 × 2.3

○ 地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の拡充

令和2年度税制改正において、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制「企業版ふるさと納税」の適用期限を令和7年(2025年)3月31日まで5年延長し、次のとおり各税額控除の割合が拡充され、法人の負担が軽減されました。



○ 付加価値割における所得拡大促進税制の改正

平成30年(2018年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの間に開始する事業年度について、次の適用要件を全て満たす場合には、付加価値額から一定額を控除します。

適用要件

この制度の適用を受けるためには、法人税の所得拡大促進税制の適用要件を満たす必要があります。

- ① 雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）
 - ② 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額（前事業年度の平均給与等支給額）※
- ※ 平均給与等支給額 - 比較平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 × 3%
- ③ 国内設備投資額 ≥ 減価償却費総額 × 90%

控除額の計算方法

以下の算式により算定した金額を、付加価値額から控除します。

$$\text{控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \frac{\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除額 (別表5の2⑨)}}{\text{収益配分額 (別表5の2④)}}$$

$$\text{雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}$$

○ 大法人の電子申告の義務化について

令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から、次の要件に該当する法人の法人道民税・法人事業税等の電子申告が義務化されます。

対象要件

内国法人のうち、次のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（事業年度開始の日現在）
- ② 相互会社、投資法人、特定目的会社

【法人道民税・法人事業税等の申告書提出先】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 TEL 011-204-5083
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F

【道税ホームページアドレス】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>